

ふれあい収納規程

制定 平成20. 7. 14

日本放送協会放送受信規約第6条第4項に定める「その他の支払方法」のうち、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等が、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払う方法（以下、「ふれあい収納」といいます。）の手続き等については、この規程によるものとします。

1. 適用の要件

放送受信契約者が次の（1）から（3）の適用の要件をすべて満たす場合、ふれあい収納を適用します。

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定において要介護度2以上に該当すると認められた方または重度の障害者の方*であること
- （2）口座振替、クレジットカード継続払または継続振込（以下口座振替、クレジットカード継続払または継続振込を「口座振替等」といいます。）の利用が困難であること
- （3）同居者がいないこと、または同居者が（1）および（2）に該当する方もしくは未成年者であること

* 重度の障害者の方とは、次に該当する方をいいます。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が1級または2級である重度の身体障害者
- ・所得税法（昭和40年法律第33号）または地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者

2. 適用の申込

ふれあい収納の適用を希望する放送受信契約者は、ふれあい収納申込書（以下、「申込書」といいます。）に、次の事項を記入し、押印またはサインの上、NHKに提出していただきます。

（要介護者の方）

放送受信契約者の氏名、住所、申込年月日、要介護状態区分の要介護度、被保険者番号、口座振替等の利用が困難な事由、同居者の有無、支払いを希望する曜日・時間帯等、支払コース、住所以外の場所で放送受信料を支払う場合はその住所

（重度の障害者の方）

放送受信契約者の氏名、住所、申込年月日、障害の種類、障害等級、障害者手帳・療育手帳等・精神障害者保健福祉手帳の番号、口座振替等の利用が困難な事由、同居者の有無、支払いを希望する曜日・時間帯等、支払コース、住所以外の場所で放送受信料を支払う場合はその住所

3. 適用要件の確認

- (1) 申込書の提出時に、要介護者の方の場合は介護保険証、重度の障害者の方の場合は障害者手帳等により適用要件の該当について確認させていただきます。
- (2) 申込書に記載された内容について、郵便物の送付や訪問・電話等により確認させていただきます場合があります。

4. 適用の開始

NHKは、提出された申込書に記載された内容について、すべての適用要件を満たすことを確認した上で申込書を受理します。ふれあい収納の適用は、申込書を受理した月の属する期の翌期から開始するものとします。(放送受信料を前払されている場合は、当該前払の期間が終了する月の翌期から適用を開始します。)

5. 放送受信料の収納

- (1) ふれあい収納の適用を受けている放送受信契約者は、その住所または申込書で指定した住所でNHKの契約収納業務取扱者に放送受信料をお支払いいただきます。
- (2) 適用後、ご不在で放送受信料をお支払いいただけない場合等は、文書による請求を行うことがあります。

6. 適用の解除

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、NHKは適用を解除し、解除した月の属する期の翌期以降(放送受信料を前払されている場合は、当該前払の期間が終了する月の翌期以降)、放送受信契約者は放送受信料を口座振替等により支払うものとします。

- (1) 適用要件について該当しない事由が発生したときは、速やかにNHKへ届け出るものとし、その届け出があったとき
- (2) 適用を受けている放送受信契約者から、口座振替等の申込みがあったとき
- (3) 適用要件に該当しないことが判明したとき

7. 適用解除後の再適用

適用解除後、同一の放送受信契約者が、再度、適用を希望するときは、改めて申込書を提出していただきます。